

滋賀県行政不服審査会第一部会の会議概要

滋賀県行政不服審査会条例に基づき、下記のとおり、滋賀県行政不服審査会第一部会を開催しました。

今回の会議については、審査請求事件に係る調査審議であるため、非公開として開催しています。会議の概要について、以下のとおり公表します。

■ 名 称

第 13 回滋賀県行政不服審査会第一部会

■ 日 時

令和 2 年 2 月 12 日（水）

午前 9 時 48 分から午前 10 時 35 分まで

■ 場 所

大津市京町四丁目 1 - 1

県庁本館 4 階 4 A 会議室

■ 出席者

委 員：門脇 宏、佐伯 彰洋、山本 久子

（敬称略、五十音順）

事務局：小川室長、秦室長補佐、百田副主幹、増山主任主事（県民活動生活課県民情報室）

■ 議 事

- 1 「予防接種法に基づく給付の不支給決定処分についての審査請求事件」（諮問第 11 号）の審議

事務局および審査庁から説明を受け、事案の審議を行った。

- 2 「生活保護法による保護の基準」改定に伴う生活保護変更決定に係る審査請求事件のうち、大量請求案件」（諮問第 17 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 24 号、第 25 号、第 26 号、第 27 号、第 30 号、第 31 号、第 32 号、第 35 号、第 36 号、第 37 号、第 38 号、第 39 号、第 40 号、第 41 号、第 42 号、第 43 号、第 45 号および第 48 号）の審議
事務局から説明を受け、事案の審議を行った。

3 その他

■ 問合せ先

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（担当 百田）

電話 077-528-3121